平成２１年（フ）第５２６号
新潟県新潟市北区須戸36番地１
債務者　田井　玲子
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１３号
静岡県三島市長伏５番地の９
債務者　土屋　健二
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３７７号
静岡県駿東郡清水町徳倉1067番地の４
債務者　馬場　光雄
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３７８号
静岡県駿東郡清水町徳倉1067番地の４
債務者　馬場　知子
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１０９号
三重県松阪市新松ケ島町158番地19
債務者　緒方　洋子
１　決定年月日時　平成21年10月28日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第１１１号
三重県松阪市大口町88番地
債務者　森本ちづ子
１　決定年月日時　平成21年10月28日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第１１２号
三重県名張市桔梗が丘南１番町１街区59番地
債務者　山下　益美
１　決定年月日時　平成21年10月28日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第１１３号
三重県松阪市東町49番地５
債務者　森　　繁一
１　決定年月日時　平成21年10月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第１５００号
京都市西京区大原野南春日町681番地
債務者　大西　雅子
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６９６号
京都市伏見区向島四ッ谷池14番地８　向島団地６－２棟902号
債務者　八木　妙子
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７０９号
京都市伏見区下鳥羽東柳長町36番地　パールハイツ祇温211号
債務者　極川　恵理
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７７５号
京都府八幡市八幡垣内山26番地の１
債務者　中岡シズヨ
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７７９号
京都市伏見区桃山町大島38番地２　桃山南団地10棟502号
債務者　佐野友佳子（旧姓福田）
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８２７号
京都市右京区梅津高畝町21番地
債務者　今西　幸子
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８３５号
京都市中京区壬生坊城町48番地の３　壬生坊城第２団地１棟207号
債務者　阿南登志美
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８６７号
京都市伏見区小栗栖中山田町54番地５　府営住宅小栗栖西団地38棟408号、申立前の住所京都府宇治市広野町中島14番地
債務者　タチカワ精工こと　鈴木登志一
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８６８号
京都府宇治市大久保町上ノ山55番地の６　サーパスシティ大久保駅前712号
債務者　鈴木　　保
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係